

山口県報

令和3年
5月7日
(金曜日)

目次

○規則	山口県債権管理条例施行規則の一部を改正する規則(税務課).....
○告示	特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出を しななければならない区域の指定の解除(環境政策課).....
	生活保護法の規定に基づく介護機関の指定(二件)(厚政課).....
	土地改良区定款変更の認可(農村整備課).....
	山口県収入証紙の売りさばき人の指定に関する告示の一部改正(会計課).....
○公告	土地改良区役員の届出(農村整備課).....
	土地改良事業の完了(農村整備課).....
	基本測量の実施の終了(監理課).....
	契約の締結(都市計画課).....



山口県債権管理条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年五月七日

山口県知事 村岡 嗣政

山口県規則第六十一号

山口県債権管理条例施行規則の一部を改正する規則

山口県債権管理条例施行規則(平成二十七年山口県規則第九号)の一部を次のように

改正する。

第三条第二項中「副教育長」を「理事」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。



山口県告示第四百七十号

土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第二項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域の指定に関する告示(令和二年山口県告示第四百四十七号)により指定された区域の全部についての指定を次のとおり解除する。

令和三年五月七日

山口県知事 村岡 嗣政

- 一 解除に係る形質変更時要届出区域
宇部市大字小串字沖ノ山一九七八の六の一部
- 二 特定有害物質の種類
水銀及びその化合物
- 三 講じられた汚染の除去等の措置
土壌汚染の除去

山口県告示第四百七十一号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための居宅介護を担当させる機関を次のとおり指定した。

令和三年五月七日

山口県知事 村岡 嗣政

居宅介護事業者 氏名又は名 称	住所又は主 たる事務所 の所在地	居宅介護事業所 名称	事業所 所在地	事業の 種類	指定年月日
-----------------------	------------------------	---------------	------------	-----------	-------

有限会社めぐみ薬局
 下松市栄町三丁目四番二号
 めぐみ薬局
 下松市栄町三丁目四番二号
 居宅療養管理指導
 令和三、二、一

山口県告示第百七十二号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための介護予防を担当させる機関を次のとおり指定した。

令和三年五月七日

山口県知事 村岡 嗣政

介護予防事業者 氏名又は名称	住所又は主たる事務所の所在地	介護予防事業の種類	指定年月日
-------------------	----------------	-----------	-------

有限会社めぐみ薬局	下松市栄町三丁目四番二号	めぐみ薬局 介護予防 療養管理指導	令和三、二、一
-----------	--------------	-------------------------	---------

山口県告示第百七十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第三十条第二項の規定に基づき、土地改良区の定款の変更を次のとおり認可した。

令和三年五月七日

山口県知事 村岡 嗣政

土地改良区の名称	認可年月日
----------	-------

山口県告示第百七十四号

山口県収入証紙の売りさばき人の指定に関する告示（昭和四十一年山口県告示第四百六十六号）の一部を次のように改正する。

令和三年五月七日

山口県知事 村岡 嗣政

一の表中

株式会社トモタ	目六番一號	新田二丁目	山口県南陽自動車学校	目六番一號	新田二丁目	〃	〃
---------	-------	-------	------------	-------	-------	---	---

株式会社トモタ	目六番一號	新田二丁目	山口県南陽自動車学校	目六番一號	新田二丁目	〃	〃
光徳産業株式会社	光市光井四丁目二七番二〇号	〃	周南市役所売店 Yショップ周南市役所店	〃	〃	〃	〃

る。



(二三三) 土地改良区の役員の名及び住所の届出

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十七項の規定により、土地改良区から次のとおり役員の名及び住所の届出がありました。

令和三年五月七日

山口県知事 村岡 嗣政

一 就任した役員

土地改良区の名称	理事の別	氏名	住所
下関市豊北町農地開発土地改良区	理事	杉井 正剛	下関市豊北町大字田耕九二一

二 退任した役員

土地改良区の名称	理事の別	氏名	住所
〃	〃	永岡 学	大字滝部二二六九
〃	〃	佐々木 磯址	〃 三七五四の六
〃	〃	末田 利美	〃 一六六六
〃	〃	松田 清	〃 一一〇一の一
〃	〃	白石 隆雄	〃 大字阿川一二八八
〃	〃	河田 征四郎	〃 大字北字賀二八九〇
〃	〃	藤田 芳幸	〃 大字滝部三一三の一

下関市豊北町農地開発 事 杉井 正剛 下関市豊北町大字田耕九二一
土地改良区

〃	〃	永岡 学	〃	〃	大字滝部二二六九
〃	〃	佐々木磯址	〃	〃	三七五四の六
〃	〃	末田 利美	〃	〃	一六六六
〃	〃	松田 清	〃	〃	一一〇一の一
〃	〃	白石 隆雄	〃	〃	大字阿川一二八八
〃	〃	河田征四郎	〃	〃	大字北宇賀二八九〇
〃	〃	藤田 芳幸	〃	〃	大字滝部三二一三の一

(一三三) 土地改良事業の工事の完了

次のとおり県営土地改良事業の工事が完了しました。

令和三年五月七日

山口県知事 村岡 嗣政

一 事業の名称

県営長谷地区農村地域防災減災事業

二 工事完了の時期

令和元年六月十七日

(一三四) 基本測量の実施の終了

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第十四条第二項の規定により、国土交通省
国土地理院長から次のとおり基本測量の実施を終了した旨の通知がありました。

令和三年五月七日

山口県知事 村岡 嗣政

一 作業の種類

基本測量(地殻変動補正パラメータ測量)

二 作業の地域

山口県全域

三 作業の期間

令和三年三月一日から同月三十一日まで

(一三五) 契約の締結

次のとおり一般競争入札の方法により契約を締結しました。

令和三年五月七日

山口県知事 村岡 嗣政

一 事務を担当する課の名称及び所在地

土木建築部都市計画課 山口市滝部一番一号

二 落札に係る特定役務の名称及び数量

周南流域下水道浄化センター脱水汚泥の運搬及び処分業務 一式

三 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

四 落札者を決定した日

令和三年三月二十四日

五 落札者の名称及びその主たる事務所の所在地

山陽三共有機株式会社 下松市葉山二丁目八一九番一四

六 落札金額

一トン当たり一万五千九百五十円

七 入札公告日

令和三年二月五日

八 その他

(一) 契約担当者

山口県知事 村岡 嗣政

(二) 調達方法

購入等

(三) 落札方式

最低価格

令和三年五月七日印刷

発行人所

山口県知事庁